

12月3日 定例議会において会派を代表して質問を行いました。その主な内容についてご報告いたします。知事をはじめとする執行部からの答弁等、詳細につきましては、栃木県議会のホームページを是非ご覧ください。

◆平成27年度当初予算編成方針について

来年度の編成方針については、先の9月議会通常開議の最終日に、本会議の場で、県政経営基本方針の概要と併せて知事から説明をいただきました。

予算編成方針の説明については、平成24年度の議会のあり方検討会における提言を受け、昨年度から実現したのですが、本格的な予算編成作業に入る前のこの段階で、知事の考えを伺い、編成当初から関わっていくことは、県政における二元代表制の一翼を担う県議会として、誠に意義のあることと考えています。

現在、県では「財政健全化取組方針」に基づき、持続可能な財政運営に取り組んでおり、平成25年度、26年度と2年連続で収支均衡予算を編成し、財政調整的基金についても平成25年度末で735億円を確保していますが、今後は公債費や医療福祉関係経費に加え、総合スポーツゾーン整備費を含めた国体関連経費などの増加が見込まれます。

一方、安倍総理は、先月18日、消費税率10%への引上げを1年半先送りすると決断しました。

消費税率の引上げを見送ったことで、来年度の地方財政への影響は避けられず、また、財務省サイドは、来年度の予算編成に当たり、地方単独事業の削減や地方交付税の別枠加算の即時廃止を求めており、本県の予算編成にも少なからぬ影響が生じるものと考えます。

そこで、こうした状況の中で、どのような考え方で平成27年度当初予算を編成していくのか、知事に伺います。

また、安倍総理は18日の経済財政諮問会議で、当面の景気を下支えするための経済対策に取り組むことを表明しましたが、県としても、県内経済を活性化させて県税収入を確保するという観点からも、景気対策に取り組む必要があると思いますが、どのように対応していくのか、併せて知事に伺います。

(再) → 経済対策などは乗れるものにだけ乗るという対応ではなく、県独自のものに期待しているところがある。国に呼応すると同時に、本県の状況・地域

性を踏まえた県独自のものについても積極的に取り組まれない。

◆人口減少対策について

人口減少時代を迎え、若年人口の減少により、多くの地域で経済の活力が低下し、それがさらに人口流出に拍車をかける悪循環がおきています。

このような、人口減少社会の諸問題に対応していくために、国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、今般「まち・ひと・しごと創生法」が成立したところであり、今後、地方に対し、地域の特性に即した更なる積極的な取組が求められてきます。

一方、県においては、9月議会通常会議最終日に本会議の場で説明された「平成27年度政策経営基本方針」において、「人口減少問題への対応」を重点事項として掲げられ、さる10月27日には、県が主体的かつ部局横断的に人口減少対策に取り組むため、知事を本部長とする「栃木県人口減少対策推進本部」を設置されました。人口減少問題に全庁一丸となって取り組むための、県の積極的な姿勢に大いに期待しているところです。

人口減少対策は、大きく二つの柱からなると言われています。（全国知事会の提言でも述べられているが、）一つは、人口減少自体を積極的に解消しようとする「人口減少そのものへの挑戦」であり、これについては、出生率を高め、出生数の増加を維持するための長期的な対策であり、国の役割が大きい取組です。

もう一つは、人口減少が少なくとも向こう半世紀以上は避けられないことを正面から受け止める「人口減少社会への挑戦」です。これは、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、地方から都市部に向けた一方的な人の流れを地方に向けて変えることであり、これについては、地方の担う役割が大きいと考えます。

「人口減少社会への挑戦」のためには、人口が減少することを見据えて、あらゆる施策を見直し、本県の自主性・独自性を最大限発揮した取組を行い、若者から高齢者まで、本県で健やかに住み続けることができる地域社会を作り上げていくことが必要です。

そのためには、（11/17に開催された「地方創生を考えるシンポジウム」で馬場副知事も述べられていたが、）企業誘致の推進や、農業の産業化、雇用の場の確保、さらには仕事と子育てが両立できるような社会とすることが重要です。

それらに加え、私としては、地域に住み続けてもらうためには、さらに住環境整備や社会資本整備、土地利用のあり方についても大胆な取組が必要であると考えています。

そこで、「まち・ひと・しごと創生法」の成立により、今後、本県としても「地方人口ビジョン」を策定し、さらには「地方版総合戦略」を策定していくことになると思いますが、県としては、今後、人口減少対策にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

(再) → 24年度の質問で、人口の社会減の対策を強化する必要がある、という

ことを申し上げた。対策・取り組みを各部に個々に聞きたいところであるが、今回の対策本部は、それぞれの取り組みをまとめる役割を担うであろうから、推進対策本部が、これからどういう調整・取り組みをやっていくのか、しっかりとの方針を持って取り組んでほしい。

◆フードバレーとちぎの推進について

農商工連携や農業の6次産業化、1. 5次産業化などを通じ、食品関連産業の振興を図るフードバレーの取り組みは、栃木県の立地や特色にも合致する構想だと思っています。

県が「フードバレーとちぎ」を打ち出し、平成22年11月に、県内の農林漁業者や食品製造業をはじめとする食品関連企業、産業支援機関など“食”に関する幅広い主体が結集し、活発に交流・連携する場として「フードバレーとちぎ推進協議会」を設立してから4年が経過しますが、今まさにもう一段ギアを上げて取り組んでいくときではないでしょうか。

これまでの取組を見ると、例えば6次産業化商品に注目すると、そのほとんどが農産物直売所などにおける「消費者への直接販売」であり、また、6次産業化法に基づく事業計画の認定数は、本県は31件にとどまるなど、その取組が十分広がっているとは言えないのではないかと考えます。（31件中30件が商品開発（加工）を含む。直販は1件）

県が、生産者と中間加工事業者、食品メーカーを双方向でつなぐ役割を果たしていくことは重要ですし、さらには、6次産業化や農商工連携で開発された本県ならではの商品を国内外へ販路を見出していき、国内外から食品メーカーを呼び込んでいく必要があると考えます。

折しも、先日、県内に日本貿易振興機構（ジェトロ）の地方事務所「ジェトロ栃木貿易情報センター」が来年4月に開設されることが決まり、海外販路開拓などに向けたサポート体制が強化されたところです。

そこで、県は「フードバレーとちぎ」を今後どのように展開していく考えか、知事に伺います。

（再）→ ジェトロとどういうことをしていこうとするのか、連携・期待することは何か。

（再）→ **植物工場**は、東芝、富士通、パナソニックトヨタ、フジフィルム、野村證券などが取り組んでいる。オフィスビルの地下で取り組んでいるところもある。

今後、市場規模がかなり大きくなるとの予想もある中で、地元の農業者・団体がどう思うかはあるが、空き工場の情報を集約化するとか、データベース化するとか、植物工場を県内に作るかをやるべきであると思う。

土地利用について、自民党の提言がそのまま採択されるとしたら、植物工場の場合には緩和するという事もある出している、チャンスかとも思う。全体像として「とちぎの野菜」として出していくのはどうかとも思う。植物工場の推進により、税収が上がり、「とちぎの野菜」が広まっていくのではないかと考える。

栃木県の産業振興の観点からすると、一つのツールとして考えるべきではないかと思う。

◆児童虐待対策の体制強化等について

11月は「児童虐待防止推進月間」でした。また、今年、小山事件から10年目ということで、県は11月16日の「子育て支援県民のつどい」を中心に、積極的な普及啓発に取り組まれています。

平成25年度の児童虐待の相談件数は過去最高でしたが、この件数の増加には、こうした普及啓発の積極的な取組の影響もあるのではないかと考えます。

一方、児童虐待における死亡事例の検証報告書では、児童相談所や市町村等の相互の情報共有化や十分な連携など、より一層の機能強化を図る必要があることが明らかになりました。

9月議会における五十嵐議員の代表質問でも、検証結果の今後の対策への反映について、知事の考えを伺ったところですが、子どもを健やかに育てるために、引き続き、対策の強化が求められます。

こうした中、県では、平成25年度の県議会の生活保健福祉委員会の特定テーマ「社会的養護体制の充実」の提言を受け、今年度の新規事業として「児童虐待世代間連鎖防止事業」を実施しています。

そこで、「児童虐待世代間連鎖防止事業」の取組状況はどうなっているのか。

また、何よりも、虐待対策の中心となる児童相談所の体制等も早急に強化すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

(再) → 児童相談所は、虐待ばかりでなく障害児相談など、様々な子どもの相談を受ける県民利用施設であり、また、虐待に関しては、保護者と児相職員が対立することもある“現場”であることから、早急に老朽化した県南児童相談所の整備に取り組んでほしい。

※県南児童相談所の建て替えが決定しました。ハード面だけでなくソフト面の

充実も図っていけるよう、引き続き努力していきます。

◆子どもを犯罪から守る活動の推進について

栃木県の治安情勢は、**刑法犯認知件数**についてみますと、平成11年から平成15年にかけて大幅に増加しましたが、平成16年から減少に転じ、昨年は1万8,924件と、平成2年以来、実に23年ぶりに2万件を下回りました。

これについては、地域防犯組織など関係機関・団体の尽力も大きいと考えています。

しかしながら、このように刑法認知件数が大幅に減少しているにもかかわらず、県民の中にはいまだに治安に不安感を抱いている者が少なくなく、本年度の県政世論調査をみても、回答した県民の約4割が治安に対する積極的な評価をしていません。

特に、今市事件が無事解決されたとはいえ、県民の「子どもに対する犯罪への不安」は根強いものがあり、県政世論調査においても7年連続で、県民が不安を感じる犯罪の第1位となっています。

兵庫県神戸市において小学1年生の女兒が殺害された事件をはじめ、全国的に子どもたちが被害に遭う凶悪事件が後を絶たない中で、**地域防犯組織との連携強化**も含め、さらなる対応が重要であると考えます。

そこで、県警察では、子どもたちを犯罪から守るため、今後、どのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

◆教育問題について

(1) 少人数学級の推進について

次代を担う子どもたちが、健全に、たくましく成長して行ってほしいという願いは、いつの時代も普遍的なものであり、私たち大人はそのための環境を整えていく責務があります。

昨今、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、教育現場において対応に苦慮するような事例が見受けられます。

加えて、インターネットの普及や相次ぐ自然災害等を背景に、「情報モラル教育」や「防災教育」など、教育現場にはより多くのものが求められるようになってきています。

過日公表された「県民意向調査」では「生きる力を育む（確かな学力の育成）」が重要度で第4位に入るなど、本県においても教育に対する関心は高く、教員が一人ひとりの児童生徒に目を行き届かせながら、一人ひとりに合った対応をしていくことが求められており、少人数学級推進へのニーズは一段と高まっていると思います。

本県では、平成15年度から本県独自の少人数学級を展開し、現在は、「いきいきプロジェクト」として中学校全学年と小学校第1、2学年における35人学級を、「スマイルプロジェクト」として小学校低学年で必要度の高い学級と、特別支援学級を含む指導困難な状況にある小中学校に非常勤講師を配置する事業を導入しています。このことは、学校、家庭、児童生徒、全てから高く評価されているものと聞いています。

先日、「財務省は小学校第1学年における35人学級を見直し、40人学級に戻すよう文部科学省に求める方針を示した。」との報道がありました。個人的には、現場を無視したとんでもない話だと思っています。

そこで、長年、少人数学級の推進に力を注いできた本県として、来年度以降、少人数学級をどのように進めていきたいと考えているか、教育長に伺います。

※学級編成基準が小学校2年生は35人、小学校3年生は40人となっていることから、3年生へ進級した際にクラスの人数が急増するケースもあります。こういった事態に対応するために、小学校3年生向けの非常勤講師を増員すること方向で、新年度から取り組むこととなります。

県独自の少人数教育がより充実できるように、一層努力していきます。

(2) 中学校の教科書採択について

平成18年に、約60年ぶりに改正された**教育基本法**では、「教育の目的」として「人格の完成」や「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定し、この教育の目標を実現するために、第2条に「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する」ことなど、今日重要と考えられる5つの「教育の目標」を新たに規定しました。

学校教育は、この「教育の目的」のもと、次代と我が国を担う国民を育てるという「教育の目標」を達成するため、総合的に「人間的に優秀な子ども」を育成するために行われるものであると私は考えます。だからこそ、学校教育、特に義務教育においては、**道徳や公共の精神、規範意識、国や郷土を愛する心などを育むことが重要**になります。

来年度は、中学校で使用される教科書の採択が行われます。

この採択事務について、念のため申し上げますと、発行者から県教育委

員会に送付された見本本すべてについて、附属機関である教科用図書選定審議会が調査研究を行い、県教育委員会はその答申を受けて「教科用図書の調査研究資料等」を作成し、各市町教育委員会に送付する。

そしてこの調査研究資料を参考にするほか、各市町教育委員会が、独自に調査研究した上で、教科書を採択する、ということになります。

そこで、次代を担う子どもたちに健全な教科書を届けるために、県教育委員会としては、教育基本法等の改正を踏まえ教科書採択についてどのように対応していくのか、教育長に伺います。

(3) 領土に関する教育について

近年、領土・領海をめぐる問題が一層注目されています。

領土に関する教育については、学習指導要領に基づき、小学校から高等学校までの社会科等において、児童生徒の発達段階を考慮しながら、自国の領土について我が国が正当に主張している立場に則して、我が国の位置と領土、海洋国家としての特色、資源・エネルギー等について指導が行われています。

平成20年度、21年度には学習指導要領を改訂し、海洋に関する教育の充実が図られ、更に、平成26年1月には領土に関する教育の充実について「中学校及び高等学校学習指導要領解説」の一部改訂が行われたところです。

これらの趣旨を踏まえ、これからの国際社会を生きる子どもたちが、領土について正しく理解し、「国際社会に生きる日本人」としての自覚と誇りを持つよう、自国の領土に関する教育を充実させることが求められています。

そこで、本県においても領土に関する教育を充実させることは重要であると考えますが、教育長の見解を伺います。

→ 全国で10県程度が独自で作成しているが、本県は独自の「正しい日本地図」を作る意向はあるか、どう考えているか。

※離島などについて縮尺などを用いず、日本の領土が1枚の地図上に正確な位置に記載されている地図を、県立学校の全クラスに配布し、教室内に掲示するなどの活用を図ることになりました。3月末までに実施となります。領土教育や日本史教育の中で、有効に活用していただきたいと思ひます。